

発議第12号

雪寒道路指定の定期的な認定についての意見書

標記について、会議規則第14条の規定に基づき提出する。

平成18年9月29日提出

提出者 高山市議会議員 長 田 安 雄

賛成者 高山市議会議員 蒲 建 一
杉 本 健 三
伊 畠 明 博
小井戸 真 人
松 本 紀 史
谷 澤 政 司
中 田 清 介
藤 江 久 子
小 谷 伸 一
北 村 征 男
松 葉 晴 彦

雪寒道路指定の定期的な認定についての意見書

H18豪雪は、56豪雪に匹敵するほどの豪雪で、真冬日が例年に比べ大変多く異常な寒さのため、道路上の圧雪や道路が凍結したことにより、市民の生活道路の確保が困難を極めたところである。

こうした中山間地域での道路交通の安全を確保するために、高山市は国の補助制度を活用し、特に危険な市道において、消融雪装置を設置したいと考えている。

しかしながら、国では、その補助制度活用条件となる「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」の規定に基づく雪寒道路指定の認定を定期的に行われていない。現在、高山市では消融雪施設の整備が必要な路線が増えているにもかかわらず、それらが雪寒道路指定の対象にならないため、消融雪施設整備の補助申請すらできないのが実情である。

よって、国においては、次のとおり実施するよう強く要望する。

1. 中山間地域における除雪事業、防雪事業等を計画的かつ強力で推進するため、雪寒道路の指定基準に該当する市道を定期的に認定すること。
2. 流雪溝の設置に対する補助の採択基準を地域の特性にあわせ緩和すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月29日

高山市議会